

2 災害に強い県土づくり

事業名	災害時医療確保対策事業	(所管：地域医療整備課 地域医療係)
-----	-------------	--------------------

継続(災害拠点病院整備事業：平成11年度，救急医療情報システム整備事業：平成12年度
平成24年度より救急・広域災害医療情報システム整備事業，
災害派遣医療チーム整備事業：平成20年度，医療施設耐震化整備事業：平成22年度，
災害拠点病院等施設設備整備事業：平成24年度)

1 目的

災害時における救急医療を確保するため，重篤救急患者の救命医療を行う災害拠点病院の施設・設備の整備，救急・広域災害医療情報システム(E M I S)の運用，大規模災害発生後の急性期(おおむね48時間以内)に医療救護活動を行う災害派遣医療チーム(D M A T)の整備，災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化整備に対する助成を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 災害拠点病院整備事業	県，病院	災害時に多発する重篤患者の救命医療を行う災害拠点病院の施設・設備の整備を行うとともに，災害拠点病院の連絡会議を開催する。	県 10/10
2 救急・広域災害医療情報システム整備事業	県	救急・広域災害医療情報システムの運用を行う。	県 10/10
3 災害派遣医療チーム整備事業	県	災害派遣医療チームの養成及び活動に必要な技能の向上のため医師等を研修及び訓練に派遣するとともに，活動時の事故等の補償に備え傷害保険に加入する。	県 10/10
4 医療施設耐震化整備事業	病院	地震発生時における適切な医療提供体制を確保するため，災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化整備に対する助成を行う。	県 1/2 病院 1/2
5 災害拠点病院等施設設備整備事業	病院	災害時の重傷救急患者等の医療を確保するため災害拠点病院等の施設設備整備に対する助成を行う。	県 10/10 1/3 病院 2/3

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		25年度当初	24年度当初	対前年比	
	千円	千円	千円	%	
1 災害拠点病院整備事業	167	167	172	97.1	
2 救急・広域災害医療情報システム整備事業	10,724	10,724	51,489	20.8	
3 災害派遣医療チーム整備事業	31,289	31,289	17,800	175.8	
4 医療施設耐震化整備事業	2,148,899	2,148,899	1,928,909	111.4	
5 災害拠点病院等施設設備整備事業	280,352	280,352	73,100	383.5	
計	2,471,431	2,471,431	2,071,470	119.3	

4 25年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
1 災害拠点病院整備事業	災害時の救急医療を確保するため災害拠点病院連絡会議を開催する。	災害時の救急医療を確保するため災害拠点病院連絡会議を開催した。	災害時の救急医療を確保するため災害拠点病院連絡会議を開催した。
2 救急・広域災害医療情報システム整備事業	救急・広域災害医療情報システムの運用を行う。	救急・広域災害医療情報システムの運用を行った。また、広域災害発生時には他県との情報の収受も行えるように改修した。	救急医療情報システムの運用を行った。
3 災害派遣医療チーム整備事業	災害派遣医療チームの養成及び活動に必要な技能の向上のため医師等の研修への派遣、携行用の資機材の整備、活動時の事故等の補償に備え傷害保険の加入を行う。	災害派遣医療チームの養成及び活動に必要な技能の向上のため医師等の研修への派遣、携行用の資機材の整備、活動時の事故等の補償に備え傷害保険の加入を行った。	災害派遣医療チームの養成及び活動に必要な技能の向上のため医師等の研修への派遣、活動時の事故等の補償に備え傷害保険の加入を行った。
4 医療施設耐震化整備事業	地震発生時における適切な医療提供体制を確保するため、災害拠点病院、二次救急医療機関の耐震化整備に対する助成を行う。	地震発生時における適切な医療提供体制を確保するため、災害拠点病院、二次救急医療機関の耐震化整備に対する助成を行った。	地震発生時における適切な医療提供体制を確保するため、二次救急医療機関の耐震化整備に対する助成を行った。
5 災害拠点病院等施設設備整備事業	災害時の重傷救急患者等の医療を確保するため災害拠点病院等の施設設備整備に対する助成を行う。	災害時の重傷救急患者等の医療を確保するため災害拠点病院等の施設設備整備に対する助成を行った。	-

事業名	緊急被ばく医療対策事業
-----	-------------

(所管：地域医療整備課 地域医療係)

継続(緊急被ばく医療施設等整備, 防災講習会等開催, 原子力防災訓練: 昭和58年度)
(緊急被ばく医療体制整備事業: 平成24年度)

1 目的

川内原子力発電所で災害が発生した場合の緊急時における周辺住民の安全確保を図るため、医療措置を行う施設や物品の整備・維持管理を行うとともに、緊急被ばく医療に従事する者を各種研修会へ派遣し、必要な知識の習得に努める。

また、原子力防災訓練において、緊急被ばく医療対策班員の緊急被ばく医療措置訓練を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
1 緊急被ばく医療施設等整備	県	川内原子力発電所による災害が発生した場合の緊急時における当発電所の周辺地域住民の安全確保のため、医療措置を行う施設及び物品の整備・維持管理を行う。	国 10/10
2 防災講習会開催等	県	川内原子力発電所に係る放射性物質の放出による災害時に緊急被ばく医療に従事する医師、看護師、保健師及び放射線技師等を各種研修会へ派遣する。	国 10/10
3 原子力防災訓練	県	原子力防災訓練として、緊急被ばく医療対策班の医療措置訓練を行うとともに、他道府県が実施する訓練の視察研修を行う。	国 10/10
4 緊急被ばく医療体制整備事業	県	原子力発電所に事故が発生した場合の緊急被ばく医療体制の充実・確保のため、必要となる資機材整備を行う。	県 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		25年度当初	24年度当初	対前年比	
	千円	千円	千円	%	
1 緊急被ばく医療施設等整備	29,208	29,208	28,977	100.7	
2 防災講習会開催等	4,587	4,587	4,595	99.8	
3 原子力防災訓練	1,842	1,842	1,831	100.6	
4 緊急被ばく医療体制整備事業	452,448	452,448	99,109	456.5	
計	488,085	488,085	134,512	362.8	

4 25年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
1 緊急被ばく医療施設等整備	<p>緊急被ばく医療施設（北薩地域振興局第2庁舎汚染検査除染室）及び緊急被ばく医療に必要な物品の整備・維持管理に努める。</p> <p>また、済生会川内病院の二次被ばく医療施設の運営費を助成する。</p>	<p>緊急被ばく医療施設（北薩地域振興局第2庁舎汚染検査除染室）及び緊急被ばく医療に必要な物品の整備・維持管理に努める。</p> <p>また、済生会川内病院の二次被ばく医療施設の運営費を助成した。</p>	<p>緊急被ばく医療施設（北薩地域振興局第2庁舎汚染検査除染室）及び緊急被ばく医療に必要な物品の整備・維持管理に努めた。</p> <p>また、済生会川内病院の二次被ばく医療施設の運営費を助成した。</p>
2 防災講習会開催等	<p>緊急被ばく医療対策班員等を各種研修会へ派遣し、緊急時における医療措置に関する知識の修得、技能の向上に努める。</p>	<p>緊急被ばく医療対策班員等を各種研修会へ派遣し、緊急時における医療措置に関する知識の修得、技能の向上に努めた。</p>	<p>緊急被ばく医療対策班員等を対象に講習会を開催したほか、他機関が開催する各種研修会へ派遣し、緊急時における医療措置に関する知識の修得、技能の向上に努めた。</p>
3 原子力防災訓練	<p>原子力防災訓練において、医療対策班の医療措置訓練を行い、緊急時における医療措置の習熟に努める。</p>	<p>原子力防災訓練において、医療対策班の医療措置訓練を行い、緊急時における医療措置の習熟に努めた。</p>	-
4 緊急被ばく医療体制整備事業	<p>原子力災害時の避難対象区域が拡大された場合にも、被ばく医療に対応できるよう、必要となる資機材の整備や人材の育成等、被ばく医療体制の充実を図る。</p>	<p>済生会川内病院における原子力発電所事故による放射性物質や放射線による被ばくの可能性があるものうち、創傷等への治療のための施設・設備の整備に対して助成した。</p>	-

事業名	備蓄費
-----	-----

(所管：社会福祉課 福祉企画係)

継続(昭和22年度)

1 目的

災害救助法に基づき、救助に必要な費用の財源として災害救助基金を積み立てる。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
備蓄費	県	災害救助法に基づき、災害救助基金を積み立てるとともに、基金の管理を行う。 (当該年度の前年度の前3年間における普通税収入の平均年額の1,000分の5を積み立てる。)	県 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		25年度当初	24年度当初	対前年比	
備蓄費	千円 693	千円 693	千円 1,821	% 38.1	

4 25年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成25年度	平成24年度(見込み)	平成23年度
備蓄費	積立金 673千円	積立金 2,890千円	積立金 11,716千円
	事務費 20千円	事務費 5千円	物資購入 4,327千円
	計 693千円	計 2,895千円	事務費 4千円
	基金額 641,764千円	基金額 641,091千円	計 16,047千円
			基金額 638,201千円

事業名	災害救助対策事業
-----	----------

(所管：社会福祉課 福祉企画係)

継続(昭和44度)

1 目的

災害救助法の適切な運用を図るため、市町村や県地域振興局等の災害救助関係職員に対し、災害救助に関する実務的な研修を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
災害救助対策事業	県	災害救助担当職員研修会 防災訓練参加	国 1/2 県 1/2 県 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		25年度当初	24年度当初	対前年比	
災害救助対策事業	千円 191	千円 191	千円 199	% 96.0	

4 25年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
災害救助対策事業	災害救助担当職員研修会の開催 1回 県総合防災訓練参加(奄美市) 桜島火山爆発総合防災訓練参加(鹿児島市)	災害救助担当職員研修会の開催 1回 県総合防災訓練参加(垂水市) 桜島火山爆発総合防災訓練参加(鹿児島市)	災害救助担当職員研修会の開催 1回 県総合防災訓練参加(霧島市) 桜島火山爆発総合防災訓練参加(鹿児島市)

事業名	災害救助法による災害救助
-----	--------------

(所管：社会福祉課 福祉企画係)

継続(昭和22年度)

1 目的

火災、風水害、地震等により一定規模(別表参照)以上の災害が発生した場合、又は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合に、国が県、市町村、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図る。

(別表)災害救助法施行令第1条第1項第1号の場合

市町村内区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	備 考
5,000人未満	30世帯	・住家の滅失とは、全壊、全焼、流出したものをいう。 ・半壊、半焼は2世帯で住家の滅失した世帯1とする。 ・床上浸水は3世帯で住家の滅失した世帯1とする。
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	
15,000人以上 30,000人未満	50世帯	
30,000人以上 50,000人未満	60世帯	
50,000人以上 100,000人未満	80世帯	
100,000人以上 300,000人未満	100世帯	
300,000人以上	150世帯	

2 内容

<事業主体>

国(知事は、法定受託事務として事務を行うが、市町村長が事務の一部を行うこととすることができる。)

<救助の種類>

避難所の設置	災害にかかった住宅の応急修理
応急仮設住宅の供与	学用品の給与
炊き出しその他による食品の給与	埋葬
飲料水の供給	死体の搜索
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	死体の処理
医療	障害物の除去
助産	輸送
災害にかかった者の救出	応急救助のための人夫

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		25年度当初	24年度当初	対前年比	
災害救助法による災害救助	千円 11,520	千円 11,520	千円 14,400	% 80.0	災害救助法適用の場合に補正予算で対応

4 25年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
災害救助法による災害救助	東日本大震災の応援分 予算額 11,520千円	与論町 東日本大震災の応援 最終予算額107,190千円	龍郷町、瀬戸内町 東日本大震災の応援 106,597千円

事業名	小災害り災者に対する援護（法外援護）
-----	--------------------

（所管：社会福祉課 福祉企画係）

継続（昭和44年度）

1 目 的

災害が発生し、その被害の程度が災害救助法を適用するに至らない小災害によるり災者に対し、法外援護として、被服、寝具、その他生活必需品を支給する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
小災害り災者に対する援護 （法外援護）	県	小災害り災者に対する援護の適用基準及び生活必需品の支給基準額は、下記のとおり。	県 10/10

<適用基準>

区 分	全 焼		全壊・流失		(注) 半壊・半焼 1/2， 床上浸水 1/3として それぞれ換算する。 人口は国勢調査人口による。
	町村	市	町村	市	
5,000人未満	5世帯	15世帯	10世帯	25世帯	
5,000人以上 100,000人未満	10世帯		20世帯		
100,000人以上		20世帯		30世帯	

<支給基準>

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増す毎に加算する額
全焼・全壊・流出	13,800円	17,800円	26,200円	31,400円	39,800円	5,900円
半焼・半壊・床上浸水	4,500円	6,100円	9,200円	11,100円	14,000円	2,000円

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		25年度当初	24年度当初	対前年比	
小災害り災者に対する援護 （法外援護）	千円 587	千円 587	千円 598	% 98.2	

4 25年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
小災害り災者に対する援護 （法外援護）	-	和泊町 326千円	奄美市 453千円

事業名	災害弔慰金等の支給
-----	-----------

(所管：社会福祉課 福祉企画係)

継続(昭和48年度)

1 目的

自然災害により死亡(行方不明を含む。)した者の遺族に対して災害弔慰金を、自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に一定の障害のある者に災害障害見舞金を、また自然災害により住家が全壊、流失又は埋没した世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

2 内容

制度名	災害弔慰金	災害障害見舞金	県単災害弔慰金	住家災害見舞金
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律	同 左	県災害弔慰金等支給要綱	同 左
事業開始年度	昭和48年～	昭和57年～	昭和50年～	昭和50年～
実施主体	市町村	市町村	県	県
対象災害	1 一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害 2 県の区域内において生じた災害であって、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 3 県の区域内において生じた災害であって、災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 4 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	同 左	1 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害(国の制度の災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く) 2 その他知事が特に指定した災害	1 災害救助法による救助が行われた災害 2 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害(1を除く) 3 1, 2に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 4 その他知事が特に指定した災害
支給対象者	死亡した者の遺族 (1) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(条件有)の範囲 (2) 支給の順位は、死亡者の死亡当時、主として死亡者の収入により生計を維持していた遺族を先にし、同順位の遺族については(1)に掲げる順位とする。	災害により負傷し又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む)に精神又は身体に法別表に掲げる障害がある者	法による弔慰金と同じ	現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主
支給額	・死亡者が世帯の生計維持者の場合 500万円 ・その他の場合 250万円	・障害者が世帯の生計維持者の場合 250万円 ・その他の場合 125万円	1人につき 100万円	1世帯につき10万円
負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市町村 1/4	同 左	県 10/10	同 左
備考	1 行方不明者(災害後3ヶ月生死不明)の場合は、死亡した者と推定して死亡者と同様に取り扱う。 2 死亡者が災害障害見舞金の支給を受けていた場合、その分を控除して支給する。	法別表・・・1号-8号(労働者災害保障保険法に規定する第1級障害と同じ内容)9号・・・(障害が重複した場合で前各号と同程度と認められる場合)	(法に基づく災害弔慰金との重複支給はしない。)	(法に基づく災害弔慰金及び県単災害弔慰金との重複支給はしない。)

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		25年度当初	24年度当初	対前年比	
	千円	千円	千円	%	
県単災害弔慰金	1,000	1,000	1,000	100.0	
住家災害見舞金	1,000	1,000	1,000	100.0	

4 25年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成25年度	平成24年度		平成23年度	
-1 災害弔慰金	-	1件	2,500千円	2件	7,500千円
-2 県単災害弔慰金		0件	0千円	0件	0千円
住家災害見舞金		59件	5,900千円	3件	300千円

事業名	災害援護資金の貸付
-----	-----------

(所管：社会福祉課 福祉企画係)

継続(昭和48年度)

1 目的

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分																		
災害援護資金の貸付	市町村	<p>1 貸付の対象となる災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上あること。</p> <p>2 貸付の対象者(1の災害により次の被害を受けた世帯の世帯主) 当該世帯主が重傷を負った場合(療養に要する期間が概ね1か月以上の負傷) 住居が滅失、流失、全壊又は半壊した場合 家財に損害があった場合(被害金額がその家財の価格の概ね1/3以上である損害) 但し、同一世帯に属する者の所得の合計額が下表の金額以上の場合、貸付対象としない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>同一世帯に属する者の数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>5人以上</td> </tr> <tr> <td>所得の合計額</td> <td>万円 220</td> <td>万円 430</td> <td>万円 620</td> <td>万円 730</td> <td>730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。</td> </tr> </table> <p>3 貸付額 別表の貸付限度額一覧表の被害の程度により貸付を行う。</p> <p>4 借入申込期限 被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過するまで</p> <p>5 貸付条件 利 率 年3%(据置期間中は無利子) 償還期限 10年(据置期間を含む。) 据置期間 3年(特別の場合5年) 連帯保証人とする。</p>	同一世帯に属する者の数	1人	2人	3人	4人	5人以上	所得の合計額	万円 220	万円 430	万円 620	万円 730	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額	その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。						国 2/3 県 1/3
同一世帯に属する者の数	1人	2人	3人	4人	5人以上																
所得の合計額	万円 220	万円 430	万円 620	万円 730	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額																
その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。																					

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備 考
		25年度当初	24年度当初	対前年比	
災害援護資金の貸付	- 千円	- 千円	- 千円	- %	災害発生に応じて予算計上(補正対応)する

4 25年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
災害援護資金の貸付	-	1件 1,700千円	2件 2,900千円

(別 表)

災害援護資金貸付限度額一覧表

(単位:円)

貸 付 区 分		貸 付 限 度 額
1 世帯主が負傷した場合 ・療養に約1か月以上かかること	ア 家財,住居とも損害がない場合	1,500,000
	イ 家財の損害はあるが住居に損害がない場合	2,500,000
	ウ 住居が半壊した場合	2,700,000(3,500,000)
	エ 住居が全壊した場合	3,500,000
2 世帯主が負傷しなかった場合 ・療養期間が約1か月からない場合も含む。	ア 家財の損害はあるが住居に損害がない場合	1,500,000
	イ 住居が半壊した場合	1,700,000(2,500,000)
	ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。)	2,500,000(3,500,000)
	エ 住居の全体が滅失した場合	3,500,000

(注) ()は,被災した住居を建て直すに際し,その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合。

事業名	被災者生活支援金の支給
-----	-------------

(所管：社会福祉課 福祉企画係)

継続(平成18年度)

1 目的

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、被災者の生活再建を支援するため、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

<被災者生活支援金制度の概要>

対象市町村	被災者生活再建支援法が適用された市町村 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯(被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない世帯) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 、のうち、被災年の前年からの被災者生活再建支援法の対象災害で全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯等
支給限度額	1世帯(1事業者)当たり20万円 再度被災1世帯(1事業者)当たり30万円を追加

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
「鹿児島県被災者生活支援金」の支給	基金運営委員会	大規模な災害において、被災者の生活再建を支援するため、被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。	県 1/2 市町村1/2

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		25年度当初	24年度当初	対前年比	
「鹿児島県被災者生活支援金」の支給	- 千円	- 千円	- 千円	- %	

4 25年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
「鹿児島県被災者生活支援基金」の積増及び「支援金」の支給	積増額 - 千円	積増額 - 千円 寄附金 - 千円 支援金の支給 56,500千円 基金残額 198,413千円	積増額 - 千円 寄附金 - 千円 支援金の支給 140,300千円 基金残額 254,873千円

事業名	災害時緊急医薬品等確保事業
-----	---------------

(所管：薬務課 麻薬係)

継続(平成7年度)

1 目的

県地域防災計画に基づき、地震や風水害等の大規模災害発生時における初動期医療救護のための医薬品等、原子力発電所による災害発生時の周辺住民の安全確保のための安定ヨウ素剤等及び毒物劇物中毒の救急治療医薬品(解毒剤)を備蓄し、医薬品等の安定的な供給体制を構築する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
災害時緊急医薬品等確保事業	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄医薬品等の管理委託 (9,000人分, 6病院) 鹿児島市立病院, 済生会川内病院, 県民健康プラザ鹿屋医療センター, 県立大島病院 県立薩南病院, 県立北薩病院 ・ 備蓄医薬品等の更新 ・ 毒物劇物中毒の救急治療医薬品(解毒剤)の備蓄 ・ 安定ヨウ素剤等の整備 	県 10/10
			国 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		25年度当初	24年度当初	対前年比	
災害時緊急医薬品等確保事業	千円 9,675	千円 9,675	千円 1,799	% 537.8	

4 25年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
災害時緊急医薬品等確保事業	備蓄医薬品等の管理委託 備蓄医薬品等の更新 更新品目数 医薬品：36品目 衛生材料：17品目 毒物劇物中毒治療用 解毒剤：1品目 安定ヨウ素剤等の整備 安定ヨウ素剤及び資機材の配備	備蓄医薬品等の管理委託 備蓄医薬品等の更新 更新品目数 医薬品：19品目 衛生材料：16品目	備蓄医薬品等の管理委託 備蓄医薬品等の更新 更新品目数 医薬品：34品目 衛生材料：4品目 毒物劇物中毒治療用 解毒剤：3品目

事業名	社会福祉施設等耐震化等整備事業
-----	-----------------

(所管：障害福祉課 事業者指導係)

継続(平成21年度)

1 目的

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により設置した基金を活用して、社会福祉施設等の耐震改修及びスプリンクラー設置を支援し、社会福祉施設等の利用者の安全の確保を図る。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
社会福祉施設等耐震化等整備事業	社会福祉法人等	社会福祉施設等の利用者の安全の確保を図るために社会福祉施設等の耐震改修及びスプリンクラー整備に要する費用の一部を補助する。	国 1/2 県 1/4 法人 1/4

3 予算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		25年度当初	24年度当初	対前年比	
社会福祉施設等耐震化等整備事業	千円 1,008,940	千円 1,008,940	千円 918,544	% 109.8	

4 25年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
社会福祉施設等耐震化等整備事業	障害者支援施設 ・耐震改修 1 ・施設解体 1	障害者支援施設 ・耐震改修 1	障害者支援施設等 ・耐震改修 6 ・スプリンクラー整備 20